

STOP!
労働災害

目指せ！ 死亡労働災害ゼロ1000日!!

岡谷労働基準監督署管内では、平成30年8月20日以降、労働災害による死亡災害ゼロを継続し、2年連続ゼロは、当署として初めてのことです。

令和3年1月末現在、死亡労働災害ゼロ896日（継続中）ですが、1,000日を目指して、働くすべての皆様の安全・安心のため、以下事項についての取組をお願いします。



死亡災害を起こさないために、あらゆる対策をとりましょう！

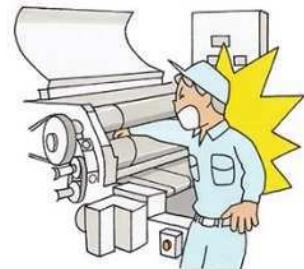
今一度、基本に立ち返り、職場内の安全点検やリスクアセスメントを実施し、事前にあらゆる危険の芽を摘み取りましょう。

特に、機械設備等を原因として多く発生している「はざまれ・巻き込まれ」災害を防止するために、以下三原則の対策を確実に講じましょう。

① 本質安全の原則

危険源を除去又は人に危害を与えない程度にする。

☞ 機械への加工物の供給、取出し又は加工等の作業を自動化したり、身体に被害が生じない程度に機械の駆動力やエネルギーを小さくしましょう。



② 隔離の原則

人と機械の危険源が接近、接触出来ないようにする。

☞ 柵や囲い等を設けて、機械の稼働範囲に身体の一部が入らないようにしましょう。

③ 停止の原則

機械が止まつていれば危険でなくなる。

☞ 機械の稼働範囲に身体の一部が入る場合、インターロック等により確実に機械を停止させましょう。



転倒災害の対策をとりましょう！

STOP! 転倒災害プロジェクト
展開中です！



転倒による労働災害は、最も多く発生しており、転倒災害は、主に「滑り」、「つまずき」、「踏み外し」の3種類に分けられます。

転倒災害を防止するために、作業場所の整理整頓、清掃のほか、毎日の運動を習慣化しましょう。

なお、高年齢労働者が多い事業場においては、事業場内の転倒リスクの重点的な点検、当該労働者への注意喚起等を徹底しましょう。



安全衛生教育を通じて、安全衛生意識の高揚を図りましょう！

安全衛生教育は、不安全な状態と不安全な行動を未然に防止するために必要不可欠であることから、各事業場の実態に応じて、教育内容及び対象者を十分検討した上で、実施計画を策定し、実施しましょう。

なお、雇入れ時の安全衛生教育は、雇入れ後、遅滞なく実施することが重要であり、また、パートタイム労働者やアルバイト労働者に対しても、確実に実施しましょう。



上記以外に、新年度に向けて、安全衛生の基本である4Sの励行のほか、ヒヤリ・ハットによる事例把握、危険・安全の「見える化」活動など、関係者全員で安全衛生活動を活性化しましょう！



岡谷労働基準監督署

(令和3年2月)